

医療施設等処遇改善・物価上昇支援金について（Q&A）

令和8年1月30日
医務薬事課

1 共通

Q1 どのような制度か。

- 医療施設等において、物価を上回る賃上げを実現するとともに、診療等に必要な経費にかかる物価上昇への対応を図るため、医療施設等に対し、支援金を支給するものです。

Q2 対象となる施設及び支給額は。

- 所在地が秋田県内であり、以下の表に掲げる施設に対し、表に定める1単位あたりの単価に単位数を乗じて算出される金額を支給します。

ただし、医療施設等賃上げ支援事業に申請する場合は、次のア～ウのいずれかに該当する必要があります。

ア 令和8年3月1日時点で「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを届け出ている有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、または訪問看護ステーション

イ 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する薬局

ウ 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料の届出られる条件を満たしていないが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション

◇医療施設等賃上げ支援事業の支援対象施設および支援金額

| 支援対象施設 | | 単 位 | 1単位あたり 単 価 |
|--------------|--------|-----|---------------|
| 有床診療所（医科・歯科） | | 1床 | 72,000円（※1） |
| 無床診療所（医科・歯科） | | 1施設 | 150,000円 |
| 保険薬局 （※2） | 1～5店舗 | 1施設 | 145,000円 |
| | 6～19店舗 | | 105,000円 |
| | 20店舗以上 | | 70,000円 |
| 訪問看護ステーション | | 1施設 | 228,000円 |

（※1）許可病床数（休止病床を除く）が2床以下の場合は1施設につき150,000円を支給します

（※2）医療施設等処遇改善・物価上昇支援金支給要領の別表1（※3）をご覧ください

◇医療施設等物価支援事業の支援対象施設および支援金額

| 支援対象施設 | | 単 位 | 1単位あたり 単 価 |
|--------------|--------|-----|---------------|
| 有床診療所（医科・歯科） | | 1床 | 13,000円（※1） |
| 無床診療所（医科・歯科） | | 1施設 | 170,000円 |
| 保険薬局 （※2） | 1～5店舗 | 1施設 | 85,000円 |
| | 6～19店舗 | | 75,000円 |
| | 20店舗以上 | | 50,000円 |

（※1）許可病床数（休止病床を除く）が13床以下の場合は1施設につき170,000円を支給します

（※2）医療施設等処遇改善・物価上昇支援金支給要領の別表1（※3）をご覧ください

Q3 自由診療のみを扱っており保険指定を受けていない医療機関は支給対象か。

○ 支給対象外となります。

Q4 店舗や施設は秋田県内にあるものの、本社が秋田県内でない場合、申請できるか。

○ 本社が秋田県外であっても、秋田県内を所在地とする施設が存在する場合、当該施設分については支給対象となります。

ただし、県外に所在する施設分については、本支援金の対象外であり、申請できません。

Q5 病院は申請できないのか。

○ 病院は国（厚生労働省）が直接支援することとしているため、本事業では対象外です。

2【医療施設等賃上げ支援事業】

Q6 支援金額の満額でしか申請できないのか。賃上げの実績が支給額に満たなかった場合、どうなるのか。

○ 満額でのみの支給となります。

実績報告書（実施要綱様式第4号）に記載していただく賃上げの実績額が、支給額に満たなかった場合、差額を返還していただきますので、申請する場合は可能な限り支給額相当以上の賃上げを実施してください。

Q7 賃上げの実績報告には、実績報告書（実施要綱様式4）以外に証拠書類などの提出は必要か。

○ 不要です。実績報告書（実施要綱様式4）のみ提出してください。ただし、後日、国会計検査の対象となることがあるため、賃上げの証拠となる書類は必ず保管しておいてください。

Q 8 令和7年12月以降の賃上げしか対象にならないのか。

- 既に令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を超えるベースアップを実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間における当該2.0%を超える部分を本事業の実績額とすることができます。

Q 9 薬局は、現在ベースアップ評価料を届け出ることができないが、対象なのか。

- 令和8年度の診療報酬改定により、40歳未満の勤務薬剤師もベースアップ評価料の対象とされる予定です。これにより、診療報酬改定後、令和8年6月1日時点でベースアップ評価料の届出を行うことを誓約する場合、対象となります。
(※40歳以上の勤務薬剤師はベースアップ評価料の対象とすることは検討されていません)

Q 10 人員体制の都合（医師・歯科医師・事務職員しかいない等）により現在はベースアップ評価料の届出対象でない診療所は申請可能なのか。

- 令和8年度の診療報酬改定により、事務職員と40歳未満の勤務医師および勤務歯科医師がベースアップ評価料の対象とされる予定です。これにより、令和8年6月1日時点でベースアップ評価料の届出を行うことを誓約する場合、申請可能です。
(※40歳以上の勤務医師および勤務歯科医師はベースアップ評価料の対象とすることは検討されていません)

Q 11 ベースアップ評価料の対象とされる予定がない職種（40歳以上の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師）には支援金を充当できないのか。

- 充当可能です。ただし、令和8年3月1日時点におけるベースアップ評価料の届出または令和8年度診療報酬改定後の令和8年6月1日時点におけるベースアップ評価料の届出の誓約が支給要件となりますので、対象外職種と合わせて、対象（予定）職員に対する賃上げの実施が必要となります。

Q 12 給与表の変更には時間がかかるため、令和8年3月1日までのベースアップ評価料の届出が難しいが、一時金や特別手当には支援金を充当できないのか。

- 令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給する場合支援金を充当可能です。その場合は支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを令和8年4月1日以降実施することとし、令和8年6月1日以降も継続するものとします。
(※令和8年6月1日時点で在籍していない（予定）の職員は一時金や特別手当の支給対象外です)

3【医療施設等物価支援事業】

Q13 必ず両方の事業を申請しなければいけないのか。医療施設等物価支援事業のみの申請は可能か。

- 医療施設等賃上げ支援事業には申請せず、医療施設等物価支援事業単独での申請も可能です。その場合、申請書（要綱様式第1号）において、医療施設等賃上げ支援事業の欄を未記載のままご提出ください。

Q14 医療施設等物価高騰対策支援金とは別物か。両方申請できるのか。

- 令和8年2月2日から申請を受け付けている「医療施設等物価高騰対策支援金」とは別の事業です。両方申請することが可能です。

Q15 医療施設等物価高騰対策支援金とは何が違うのか、光熱費や食材料費の支援ではないのか。

- 支援対象となる品目は定めておりませんが、光熱費や食材料費以外で、診療に必要な経費を想定しております。

Q16 訪問看護ステーションは医療施設等物価支援事業には申請できないのか。

- 国が定めた実施要綱に基づき、対象外としております。医療等賃上げ支援事業は申請可能です。

3 支援金の申請について

Q17 申請の受付期間はいつまでか。また、支給はいつか。

- 申請受付期間は、**令和8年2月19日（木）～令和8年3月17日（火）**とし、郵送での受け付けとなります。
支援金の支給は、審査を終えたものから順次行い、令和8年3月中には完了することを予定しております。

【提出先】

<郵送先>

〒010-0965

秋田県秋田市八橋新川向2-19 株式会社サキガケアドバ内
医療施設等処遇改善・物価上昇支援金支給事務局 宛

Q18 申請には何が必要か。

- 以下の2種類の書類をご準備ください。
 - ①支給申請書（支給要綱様式第1号）
 - ②賃上げ誓約書（※医療施設等賃上げ支援事業を申請する場合のみ）
 - ③振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し※カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分の写しとしてください。

Q19 申請書類はどこで入手できるのか。

- 郵送しますが、下記秋田県公式WEBサイトからダウンロードもできます。
(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/>*****)

Q20 今回の支援金に関する実績報告は必要か。

- **医療施設等賃上げ支援事業**へ申請する場合は必要です。実績報告書（賃上げ改善報告書（支給要綱様式第4号））を令和8年8月1日までに、以下へ送付してください。

（提出先）

〒010-8570 秋田市山王4丁目1番1号
秋田県健康福祉部医務薬事課 調整・医療計画チーム 宛
E-mail: Imuyakujika@pref.akita.lg.jp

電話：018-860-1401

（※）郵送またはメールにてご提出ください。

（※）申請書類の送り先と異なりますのでご注意ください。

- **医療施設等物価支援事業**の申請する場合は、支援金の支給をもって、手続きは全て終了となります。

Q21 支援金の金額が確定したら、文書で通知があるのか。

- 確定通知書等の文書は発行いたしませんので、支援金の金額は申請書に記載いただいた振込先口座の通帳等でご確認をお願いします。
なお、申請書の受理後、審査を行い、記載内容に不備がなく適正と認められれば、概ね4週間程度で支援金をお支払いする予定です。
また、申請が極端に集中した場合には、予定より交付が遅れる場合があります。

Q22 申請書は事務局に持参できないか。

- 郵送のみの取扱いとします。

3 その他

Q23 支援金全般に係る問い合わせ先は。

- 秋田県医療施設等物価高騰対策支援金支給事務局にお問い合わせください。
<電話番号>080-8602-5113、080-8602-5112
<メール>iryo@akitapref.jp
<受付時間>午前9時～午後5時（土日祝日を除く。）

Q24 同様の趣旨の支援金を他団体（国、市町村等）から受けている、又は受ける予定があるが、この支援金を受給できるか。

- 他団体から同趣旨の受給（予定を含む。）の有無に関わらず、本支援金を受給することが可能です。
ただし、本支援金を受給した場合に他の支援金を受けられることができるか否かは、他の支援金の支給要件をご確認ください。

Q 2 5 本支援金の税金上の取扱いは課税対象となるのか。

- この支援金は、税務上、益金（個人事業主の場合総収入金額）に算入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署に御確認ください。

以上